

高病原性鳥インフルエンザの発生により、以下に該当する県で生産及び処理された家きん由来製品等はベトナム向けに輸出できません。

福岡県: 令和3年2月28日以前

奈良県及び大分県: 令和3年3月11日以前

和歌山県: 令和3年3月13日以前

滋賀県: 令和3年3月14日以前

岡山県: 令和3年3月17日以前

高知県: 令和3年3月19日以前

香川県: 令和3年3月25日以前

岐阜県: 令和3年4月5日以前

富山県: 令和3年4月28日以前

徳島県: 令和3年5月10日以前

茨城県: 令和3年5月16日以前

宮崎県: 令和3年5月26日以前

栃木県: 令和3年6月19日以前

兵庫県: 令和3年12月20日以前

熊本県: 令和4年1月2日以前

埼玉県: 令和4年1月8日以前

広島県: 令和4年1月9日以前

鹿児島県: 令和4年2月13日以前

愛媛県: 令和4年2月15日以前

千葉県: 令和4年2月24日以前

宮城県: 令和4年4月25日以前

青森県

北海道

秋田県

岩手県

(令和4年5月更新)